

《予防接種を受けたことがある方へ》

過去の集団予防接種等の際、
注射器の連続使用が原因で多数の方が
B型肝炎ウイルスに感染した可能性が
あります。



集団予防接種等により**B型肝炎ウイルス**に
感染された方に**給付金**を支給します。

(注)昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの予防接種やツベルクリン反応検査を

満7歳になるまでに受けたことなどが、裁判上の手続により認められた方が対象となります。

【お問い合わせ先】



厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟について

検索

(インターネットの検索サイトで「B型肝炎訴訟について」で検索してください)

給付金の対象となる方や受け取るための手続きに関する資料を掲載しています。



厚生労働省電話相談窓口

(年末年始を除く平日9:00~17:00)

03-3595-2252

B型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、肝炎ウイルス検査**でわかります。**



保健所や医療機関などで、原則無料で肝炎ウイルス検査をしています。検査は採血だけなので短時間で済みます。
詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、都道府県にお問い合わせください。

 厚生労働省

日本医師会

過去の集団予防接種が原因で、乳幼児期に多数の方が B型肝炎ウイルスに感染した可能性があります

我が国でB型肝炎ウイルスに持続的に感染している方は110万人～140万人と推定されています。出生時の母子感染の他、集団予防接種等(予防接種とツベルクリン反応検査)を通じて多くの方が感染したと見込まれています。(最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)

過去の集団予防接種等では、昭和50年代・60年代初頭まで注射針・筒の連続使用の実態があったことがアンケート調査により、確認されています。(※現在は改善されています)

以前医師から母子感染の可能性があると言われていた方でも、集団予防接種等を直接又は間接的な原因としてB型肝炎ウイルスに感染した可能性があります。

過去の集団予防接種等により B型肝炎ウイルスに感染された方に給付金を支給します

病態に応じ最大3,600万円から50万円の給付金を支給します。この他に、未発症の方には原則として毎年の定期検査などの費用を支給します。

給付金の対象となる方は、集団予防接種等による注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに持続感染したと認定された方とその方から母子感染(父子感染なども含みます)をした方(これらの方々の相続人を含みます)です。

給付金を受けるための手続き

給付金を受け取るためには、**救済要件を満たしていること**と、**病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集**していただく必要があります。

訴訟提起

国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただきます。

裁
判
所

和解協議

国との間で和解協議を行います。(この際、追加で必要な証拠を提出していただくことがあります)

和解成立

救済要件を満たしていることが証拠で確認できた方は、国との間で和解調書を取り交わします。(和解の成立)

社会保険診療報酬 支払基金

和解が成立した方が請求書を社会保険診療報酬支払基金に提出し、同基金から給付金をお支払いします。

※上記の一連の手続きの一部または全部を**弁護士**に依頼することができます。

弁護士については、「**B型肝炎 弁護士**」で検索できます。また、厚生労働省の**B型肝炎訴訟**のホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。